

令和2年第4回岐阜県議会定例会における審議結果について

1 会期

令和2年9月17日(木)～10月8日(木) (22日間)

2 審議結果

次の議案が9月17日に提出され、教育警察委員会に付託された。

○議第99号

令和2年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係

○議第129号

パーソナルコンピュータの取得について

○議第130号

パーソナルコンピュータの取得について

○議第131号

パーソナルコンピュータ収納保管庫の取得について

○議第132号

パーソナルコンピュータの取得について

※10月5日の教育警察委員会での審議を経て、10月8日本会議で可決された。

3 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
9月30日	尾藤 義昭 (自 民)	○いじめ防止について ・いじめの端緒の把握について ・いじめ対応の専門化の一層の推進について
	伊藤 英生 (県 民)	○クロバネキノコバエへの対策について ・コロナ禍の県立高校における対策について ○高大接続改革への取組みについて ・高大接続改革を見越した県立高校の取組みについて ・大学入学共通テストにおける英数国の新方式の導入延期を受けた対応について ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校休業による高校3年生の学習の遅れにつ

		<p>いて</p> <p>○ネット上の誹謗中傷やネットいじめへの対策について</p>
	<p>国枝 慎太郎 (自 民)</p>	<p>○コロナ禍における修学旅行実施の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の県内市町村における修学旅行の実施状況について ・日帰り修学旅行支援事業の具体的な内容について ・市町村が実施する宿泊を伴う修学旅行への支援について ・宿泊を伴う修学旅行を再開するための基準について
	<p>森 治久 (無所属)</p>	<p>○ユニセフ公表の子どもの幸福度調査と心の悩みへの対応について</p> <p>○小・中学校における暴力行為防止に向けた取組みについて</p>
10月1日	<p>田中 勝士 (自 民)</p>	<p>○「正しい手洗い」の普及について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場での取組みについて ・生涯を通じての習慣となるような指導について
	<p>布俣 正也 (自 民)</p>	<p>○コロナと共に生きる学校生活の実現に向けた取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で地域社会が果たす役割とこれからの連携について ・コロナ禍のコミュニケーションスキル等の向上に向けた周知について
10月2日	<p>恩田 佳幸 (自 民)</p>	<p>○現代社会を生き抜くコミュニケーション能力の醸成に寄与する演劇等ワークショップ事業の今後の展望等について</p>

○いじめ防止について

・いじめの端緒の把握について

教育長答弁

最近のいじめの特徴は、冷やかしやからかいなど、学校における日常的衝突が端緒となることが多く、把握しにくい場合があります。このため、いじめアンケートだけでなく、不安や悩みを把握する心のアンケートに加え、電話やSNSを活用した多様な相談窓口も開設する等、誰もが気兼ねなく不安を発信できる体制を整えています。

また、今年度から、これらのアンケートについて、管理職が全て目を通し、必ず学校のいじめ対策組織でその情報を共有し、いじめの認知やその対応について具体的に検討しております。

さらに、この4月から、全ての学校のいじめ対策組織には弁護士やスクールカウンセラーなども加わり、学校のみだけでなく専門的知見も採り入れ、多角的にいじめの認知や対応にあたる仕組みを整えるとともに、いじめに対する初動対応が確実に実施できるよう、一般の教員も含め具体的な事例に学ぶ研修に取り組んでおります。

今後も、こうした取組みを絶えず点検し、いじめの端緒の把握と確実な対応につなげてまいります。

○いじめ防止について

・いじめ対応の専門化の一層の推進について

教育長答弁

県教育委員会では、いじめなどの問題行動に専門的に対応する学校安全課を設置するとともに、県警の併任職員を配置するなど事務局におけるいじめ対応の体制を強化したところです。

一方、重大事案発生時には、学校現場での迅速かつ正確な対応が不可欠となることから、学校のいじめ対策組織を充実、強化した「いじめ対策チーム」で専門的に対応する体制を整備します。

具体的には、まず、事案判明直後には、県教育委員会の管理職と担当者が学校に入り、関係者への聞き取りや証拠保全などの初動対応を共同で行います。また、弁護士や臨床心理士などの専門家を加え、より詳細な分析や事実確認を行います。そして、いじめが犯罪行為として捉えられるような場合には、所轄の警察署に対策チームへの参画を要請するなど、学校、教員だけでなく、専門家や関係機関と緊密に連携し、いじめの解決に取り組んでまいります。

また、これらの県の取組みに関する情報を市町村にも提供し、いじめに対する専門的な体制の整備を働きかけてまいります。

○クロバネキノコバエへの対策について

・コロナ禍の県立高校における対策について

教育長答弁

コロナ禍の学校においては、感染症対策としての換気を徹底しながら、同時にコバエの侵入対策に取り組むことには工夫が必要です。

例えば、窓を開けた換気を行いつつコバエの侵入を防ぐ取組みとして、被害が深刻な学校で試験的に、網の目の大きさが通常の4分の1程度の網戸を保健室や相談室などに設置したところ、侵入するコバエの量が、設置前の2割程度まで減少したところでした。

また、換気についても、専門家からは、例えば、換気扇を常時稼働させることや、換気扇が設置されていない教室では、廊下側の窓を開放し、出入り口を全開にした上で、サーキュレーターなどで廊下側に空気を押し出すことも有効な対策であるとのことをご意見をいただいています。

このため、来年に備え、他の自治体の取組状況も踏まえつつ、各学校の被害状況に応じて、これらの取組みの組み合わせによる対策の実施等について検討してまいります。

○高大接続改革への取組みについて

・高大接続改革を見越した県立高校の取組みについて

教育長答弁

高大接続改革で求められる思考力・判断力・表現力を身に付けるためには、生徒が主体的に考え、議論し、意見を伝えることなどで考えを深めていく、探究的な学びの充実が求められております。

このため、本県では「ふるさと教育」として、全ての高校で、学校や学科の特色に応じて探究的な学びを展開しており、このコロナ禍においても、例えば、オンラインで、地元の企業や役場等と地域の魅力化について共に考え、生徒が具体策を提案するなど、工夫して取り組んでいるところです。今後はさらに、今年度配備予定の一人一台タブレット等、ICTを積極的に活用することにより、高大接続改革において必要とされる探究的な学びを推進してまいります。

○高大接続改革への取組みについて

・大学入学共通テストにおける英数国の新方式の導入延期を受けた対応について

教育長答弁

今年度からの大学入学共通テストにおいて実施予定であった英数国の新方式導入が延期され、結果として、入試対策については従前の取組みを継続することで対応できるものと考えております。また、探究的な学びの充実という高

大接続改革の方向性は一貫しており、学習の目的や内容に変化があるわけではありません。このため、学校で購入予定の問題集の見直しなどの影響はあるものの、学校、生徒や保護者は、延期を概ね冷静に受けとめていると捉えています。

現在、国では令和6年度末の入試に向けて検討を重ねており、県としては、国の動向を注視しつつ、引き続き探究的な学びを推進することで、思考力・判断力・表現力の育成を図ってまいります。

○高大接続改革への取組みについて

・新型コロナウイルス感染症対策としての学校休業による高校3年生の学習の遅れについて

教育長答弁

今般の学校の臨時休業により不足した授業日数については、夏休みの短縮や学校行事の精選、土曜授業等を実施することで、全ての学年で必要な日数を確保しております。

また、6月までの臨時休業期間中には、全ての県立学校でオンライン授業を行い、オンラインの特性を生かして写真や動画等の視聴覚教材を積極的に取り入れるなど、より効果的な学習を工夫してまいりました。生徒にとっては、オンライン授業と家庭学習とを組み合わせることで、学習内容の理解が深まるとともに、学習リズムや生活リズムの安定にも繋がったと考えております。さらに、このオンライン授業のノウハウを学校再開後の授業にも活用することで、生徒からは、一方通行の授業ではなくなった、教材の提示が具体的になり分かりやすくなったなどの声も聞かれております。

こうした取組みに加えて、大学入試を控える3年生に対しては、放課後等に入試対策用の補習授業を積極的に取り入れるとともに、生徒の希望に応じた演習や個別指導も丁寧に行ってまいります。

○ネット上の誹謗中傷やネットいじめへの対策について

教育長答弁

県教育委員会では、専門業者に委託してウェブサイトだけでなく、閲覧可能なSNSも対象にネットパトロールを実施しています。そうした中で、個人情報情報の流布や誹謗中傷などの書込みがあった場合には、被害児童生徒の要請に応じて書込み削除を支援するなど、被害の拡大防止を第一に対応しております。また、事実を確認する過程で加害児童生徒が特定された場合には、学校全体で厳しく指導するとともに、犯罪行為として捉えられるケースでは、警察と緊密に連携するなど毅然とした対応に努めております。

また、県立学校では閲覧が制限されているSNSについても、悩みを把握する心のアンケートを毎月実施して被害を受けていないかを確認し、その結果を

もとに複数の教員が内容について丁寧に聞き取り、スクールカウンセラーの面談につなげる体制も整えています。

今後も、こうした取組みを継続するとともに、現在、国において検討されている、匿名の誹謗中傷への対応に係る制度見直しの動向も踏まえ、さらなる取組みの充実を図ってまいります。

○国枝 慎太郎 議員（自民 揖斐郡）

9月30日（水）

○コロナ禍における修学旅行実施の考え方について

・本年度の県内市町村における修学旅行の実施状況について

教育長答弁

最初に、これまでの修学旅行についての検討の経緯を申し上げますと、修学旅行は学習指導要領に基づく教育活動であり、児童生徒が生涯の思い出を作る貴重な機会であることから、本来なら是非とも実施すべきものと考えておりますが、コロナ禍の中での実施については様々なご意見があり、市町村からも、「県の考え方を示してほしい」との意見が寄せられておりました。

7月下旬に文部科学省から、可能な限り中止せず、近距離での実施や日程の短縮等を検討するよう要請があり、県教育推進協議会で議論いただいたところ、専門家からは、感染防止の観点から、当面、宿泊を伴う修学旅行は難しいとのご意見でした。これを受けて、8月上旬に、宿泊を伴う旅行は困難である旨を通知したところです。

その後、8月中旬の段階で、中止を含め実施を決めかねている小中学校が300校程度ありましたので、専門家のご意見と、修学旅行を実施する意義を勘案して、日帰りで、県内の魅力に触れる形の修学旅行について支援を行うこととしたものです。

その上で、ご質問いただきました、先ず修学旅行の実施状況につきましては、9月末現在、県内小中学校で日帰りを予定している学校が約380校となっております。これらの学校では、児童生徒があらかじめ県内の地域資源を調べて旅行プランを作成し、行き先は児童生徒の投票で決定するものや、学校間の日頃の交流を活かし、訪問地にある学校の児童生徒がガイドとなって地元の観光案内をする取組みが行われるなど、地域を学ぶ貴重な機会として活用されているものと捉えています。

一方で、宿泊を伴う修学旅行を検討している学校も約100校ありますが、これらについても、例年より宿泊日数を減らしたり、行き先を近場に変更するなどの検討がされていると伺っております。

〇コロナ禍における修学旅行実施の考え方について

・日帰り修学旅行支援事業の具体的な内容について

教育長答弁

日帰り修学旅行支援事業については、児童生徒が移動する際の密を避けるよう、バスを通常より増やして借り上げるために要する経費と、施設の入館料等について支援してまいります。

今年度当初の計画では、児童生徒が岐阜県を代表する自然や歴史、文化等に触れて、ふるさとへの誇りと愛着を育んでいただけるよう、「ふるさと魅力体験事業」を実施する予定でしたが、コロナ禍の中で実施が難しく、止む無く中止した経緯があります。今回の日帰り修学旅行を機に、改めて、こうした県内の魅力に触れる機会となればと考えております。

〇コロナ禍における修学旅行実施の考え方について

・市町村が実施する宿泊を伴う修学旅行への支援について

教育長答弁

コロナ禍の中で感染防止と学びの保障の両立に向けて、これまで「岐阜県教育推進協議会」において、学校運営について専門的な助言をいただいております。

先ほども申し上げたとおり、この協議会において、修学旅行については、「多数の児童生徒が集団で宿泊する修学旅行は、会食や入浴などマスクを外す活動を伴うことから感染リスクが高く、現時点では、実施は難しい。」との見解がありました。

このため、今日の修学旅行の在り方として、中止とするのではなく、日帰りで、県内の魅力に触れる形の修学旅行について、支援を行うこととしたものです。

〇コロナ禍における修学旅行実施の考え方について

・宿泊を伴う修学旅行を再開するための基準について

教育長答弁

修学旅行については、できる限り本来の宿泊を伴う形で実施したいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症は人類が史上初めて経験する感染症で未だ不明な点も多い中で、宿泊を伴う修学旅行を実施するか否かの明確な判断基準を設定することは、現在のところ難しいものと考えております。

先の6月の学校再開の際には、県教育推進協議会でご意見をいただきながらガイドラインを取りまとめたところですが、同様に、今後、協議会において専門家のご意見を十分お聞きしながら、慎重に判断してまいります。

再質問

ご答弁ありがとうございます。教育長に、再度、4点目の質問をお聞きしますが、今、宿泊を伴う修学旅行の再開に向けては、このようなコロナ禍でも基準を示すことが難しいというご判断でございました。

ただ一方では、教育推進会議の場で、この場がOK、要はゴーサインを出せば、県としては、宿泊を伴う修学旅行を認めるということなのか、一方では基準がないというのであれば、市町村が独自に、先ほど知事からの答弁がありましたように、知事部局のほうでは宿泊施設を安全ということで、しっかりと対応している、補助金を出して現在多くの方に来ていただいている、でも、子どもたちだけがなかなか行けないという判断を、市町村がしていいという理解でよいか、もう一度ご答弁をお願いします。

教育長答弁

まず、修学旅行の実施につきましては、当然、市町村立学校においては、修学旅行をどのように実施するのかという最終的な決定は、設置者である市町村教育委員会と各学校が、保護者の意見もお聞きして判断をされるということであろうと思います。

我々として、先ほど申し上げました基準ということですが、基本的なコロナウイルス禍における修学旅行についての考え方ということで、この協議会で専門家の方のご意見がございました。先ほど申し上げましたように、多数の児童生徒が集団で宿泊する修学旅行は、会食や入浴などマスクを外す活動を伴うことから、感染リスクが高く、現時点では実施は難しいというご見解がございました。

従いまして、私どもとしては、このご見解をお聞きしたわけですので、また、この教育推進協議会でそういう議論をしたわけですので、それを各市町村さんにお伝えをさせていただいたということでございます。

それと、最終的な修学旅行の実施のことですが、当然、来年度の修学旅行につきましては、今年度予定を延期した県立学校がございます。早いところでは5月から6月に延期をしているということですので、そこまでに計画をすることということでございます。そうしますと、当面、こうした学校の修学旅行に支障がないよう、一定の考え方というものを示していかなければいけないのではないかと考えているところです。

従いまして、その場合、感染状況ですとか今年度の修学旅行の実施状況を見極めつつ、教育推進協議会において専門家のご意見を十分お聞きして判断していくということになるのではないかと考えております。

○ユニセフ公表の子どもの幸福度調査と心の悩みへの対応について

教育長答弁

ユニセフの報告書は、国連などの調査統計を用いて分析されたもので、子供の状況を知る手がかりの一つになると考えております。

この報告書では生活満足度の低さが指摘されていますが、自分の価値や在り方を積極的に肯定できる感情である自己肯定感が高まれば、物事を前向きに捉えることができ、満足度も向上すると考えられます。このため学校では、教員が一人一人の子供をよく観察し、活躍の場を与えて、自分の良さに気付かせ、互いに認め合う場を設けるなど、人間関係づくりを支援する必要があると考えております。

また、報告書で自殺率を指標の一つとしていることについては、子供の悩みを的確に把握し丁寧に対応することが大切であると考えております。このため、「子供SOS24」などの相談窓口との連携に加え、学校ごとに「心のアンケート」を毎月実施して、子供の様々な悩みや不安を把握するとともに、臨床心理士等の専門家と相談しながら、カウンセリングをはじめ、それぞれに必要な助言や支援を行うなど、課題の解消に向け、丁寧に対応してまいります。

○小・中学校における暴力行為防止に向けた取組みについて

教育長答弁

文部科学省の調査では、本県の小学校では「生徒間暴力」の割合が高く、平成30年度の調査では全体の約8割を占めています。

その要因については、児童生徒の家庭状況や心の発達に起因するストレス、仲間とのコミュニケーション上のトラブルなどが挙げられます。また、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す傾向が多いことも件数の増加につながっていると分析しています。

これらを踏まえ、特に「生徒間暴力」については、「いじめ事案」と同様にとらえて、今年度より重点配置校に常駐化しているスクールカウンセラー等と連携した対応を行うほか、ソーシャルワーカーや弁護士といった福祉、法律分野の専門家の派遣を拡充するなど、関係機関と連携しつつ、発生要因の分析や再発防止に向けた学校の取組みをサポートする体制を充実してまいります。

さらに、暴力行為を繰り返す傾向にある児童生徒に対しては、個別に、かつ丁寧にアプローチする必要があることから、暴力行為等防止支援員のさらなる増員や充実について検討を進めてまいります。

○「正しい手洗い」の普及について
・教育現場での取組みについて

教育長答弁

学校における手洗いについては、「学校再開ガイドライン」に基本的な感染症対策として位置づけ、登校時や給食の前後などに徹底するよう示しているところです。

これに基づき、小中学校では、正しい手洗いの方法が身に付くよう、児童生徒の発達段階に応じた様々な取組みが行われております。

例えば、小学校では、指の付け根などの洗いづらい部分に、スタンプを押してからインクを洗い落とす練習を行った上で、校内放送で手洗いの歌を流すといった、決まった時間に決まった場所で手洗いを習慣化するための工夫がなされております。

また、中学校では、ウイルスが手や指のどの部分にどのくらいの時間付着したままになっているのかなど、手洗いの必要性について学び、実践につなげる授業や、生徒自らが保健委員や給食委員として正しい手洗いのモデルを示すなど、手洗いの大切さや効果を実感できるような取組みも行われております。

○「正しい手洗い」の普及について
・生涯を通じての習慣となるような指導について

教育長答弁

行動科学の視点では、行動を習慣づけるためには、行動を分かりやすく具体化し、目標を立てて実践すること、そして、行動したことを記録しておくことが有効とされています。また、文部科学省は、児童生徒に早寝早起きや歯磨きなどの生活習慣を身に付けさせるには、学校と家庭が連携し、周囲の大人による継続的な見届けと評価を繰り返し行うことが大切としています。

児童生徒の手洗いの習慣化に向けても同様に、毎日決めた時間に、正しい方法で実践し、その結果を記録する。そして、これらの取組みを学校と家庭で継続し、教員や家族が褒めたり、励ましたりしながら児童生徒が率先して取り組めるよう、支援することが重要になります。

このため、先ほど申し上げた学校における様々な取組みについて、家庭でも継続して実践していただくよう働きかけるとともに、知事部局とも連携しながら、正しい手洗いの普及と習慣化に取り組んでまいります。

○コロナと共に生きる学校生活の実現に向けた取組みについて
・コロナ禍で地域社会が果たす役割とこれからの連携について

教育長答弁

学校再開後の地域と連携した取組みとしては、小中学校では、教員が担っていた給食用食器等の運搬や校内消毒を地域の方々が行ったケースがあり、こうした取組みが、教員の負担軽減や子供と関わる時間の確保にもつながったと捉えています。また、県立高校でも、各分野で活躍する地域の方々をオンライン授業の講師に招き、地域の魅力化について共に考えることで、住み慣れた地域への理解や地元で働くことへの関心を深め、進路の実現にもつながっています。

コロナ禍での学校の活動については、感染症対策にも意を用いながら展開していく必要がありますが、学校運営や子供の将来の自己実現に向けた取組みへの支援など、地域社会が果たす役割は一層大きくなっていると考えております。

このため、学校運営協議会の設置を拡大し、地域からの提案を学校運営や学習内容に反映するとともに、オンラインを活用した地域と連携した取組みをより幅広く実施するなど、コロナ禍においても、立ち止まることなく地域と共にある学校づくりを進めてまいります。

○コロナと共に生きる学校生活の実現に向けた取組みについて
・コロナ禍のコミュニケーションスキル等の向上に向けた周知について

教育長答弁

コロナ禍では、マスクの着用により顔の表情が隠され、感情が伝わりにくくなるため、児童生徒が教員や仲間とのコミュニケーションをとることが困難となる場合があると承知しております。

そのため、各学校では、普段以上に身振りや手振りを交えて気持ちが伝わるように話すことや、自分の思いや考えを書いたノートやホワイトボードを示して説明するなど、コミュニケーションを円滑に行うための工夫をしながら指導をしています。

また、デスクシールドを装着して話し手の表情を見えやすくしたり、相手と距離が離れている場合でも、タブレット等を活用して意見交換するなど、学校現場では、新たな機器を取り入れた様々な取組みが行われております。

今後は、こうした取組事例について実際の取組みの様子を動画にまとめ、県ホームページの専用サイトに順次掲載し、各学校において、その活用を促すことにより、児童生徒のコミュニケーションスキル等の向上につなげてまいります。

県議要望

それぞれに御答弁ありがとうございました。再質問ではございませんが、教

育長に1点だけ要望をさせていただきます。県内、各圏域、各教育事務所それぞれに、環境であったり、空気感であったり、取組みは様々異なります。ぜひ、教育長自らの目で、そして耳で、足でもって現場を確認いただき、それを県教委として最善の対策に講じていただきますように、よろしく申し上げます。これは要望でございます。ありがとうございます。

○恩田 佳幸 議員（自民 山県市）

10月2日（金）

○現代社会を生き抜くコミュニケーション能力の醸成に寄与する演劇等ワークショップ事業の今後の展望等について

教育長答弁

演劇等ワークショップは、学業や対人関係に行き詰まりを感じている生徒が、演劇表現の手法を通じて感情を開放し、同時に他者に認められる機会を繰り返し得ることで、自己肯定感やコミュニケーション能力を高める効果があると認識しています。

実際に、昨年度実施した12校のアンケート結果では、参加生徒の約8割が「他の人に受け入れてもらえる安心感を得ることができた」と回答しており、教員からは「生徒がコミュニケーションの大切さを実感することで、対人関係を構築する力がついてきた」と報告されています。更に、高校における取組みを参考に、実際に中学校においてワークショップを導入した例もあり、参加した中学生からも肯定的な感想を得ていると伺っております。

こうしたことを踏まえ、ワークショップの継続について検討するとともに、中学校での導入につながるよう、中学校の教員や市町村の担当者を対象に、高校の取組みを体験することができる機会の提供に努めてまいります。